

県人会の一般社団法人化について



幹事長／住川雅洋

Q 東京広島県人会は今年から一般社団法人になりましたが、一般社団法人とはどういった団体なのですか。

A 一般社団法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法）によって規定された法人です。社員（といっても会社の従業員ではなく、会社でいうと株主に相当します）により構成される団体で法人格が付与されたものを社団法人といいます。その中で営利を目的とせず（会員への利益配分を目的とせず）、公益目的ではなく特定のグループの利益を目的とする団体を一般社団法人といいます。具体的には、学術団体、業界団体、地域振興団体、福祉関連団体、趣味の団体等が一般社団法人になっています。東京の県人会の中では、東京静岡県人会が一般社団法人に移行しています。

Q 一般社団法人になるということは、いったいどういう意味があるのでしょうか。

A 一般社団法人になることについては、大きく二つの意義があると思います。

一つは組織の透明性が増すことです。今までは任意団体として、活動の結果である決算については、内部手続きさえ済ませれば良かったのですが、これからは広く社会にも公告する必要があります。社会的に認知される代わりに法律に則り組織運営の透明性が強く求められます。税務上の処理もきちんと法律に則って行わなければなりません。

もう一つは、会員の権利が明確に定められ、会員の参画意識が強まることです。役員任期は2年（監事は4年）と定められ、会員の総会（社員総会といいます）で選ばれます。また、定款変更や決算等の主要な事項は社員総会で審議・決議することになります。このように会員は県人会の意思決定に深く関与することができます。

会員は株式会社でいえば、株主と同じような権利を持ちます。会員一人ひとりが参画意識をもって、県人会をより良いものにしていくではありませんか。

Q 東京広島県人会は今まで、会長、副会長、幹事長、常務理事、監事、理事、幹事等多くの役員がいましたが、この体制が変わるのですか。

A 一般法人法上の役員は理事と監事のみです。理事には会長、副会長、幹事長が就任することとし、監事はそのまま監事が就任します。その他の役員についても、組織内の呼称として従来通りとします。ただ、理事については、一般法人法上の理事と紛らわしいので、執行理事という名称に替えさせていただきます。

Q 定款は48条にもなるそうですが、ポイントを紹介してください。

A 従来の東京広島県人会規約（14条）との差は今まで述べたことを除けば、以下の三点です。

一つ目は事業内容を記した第4条（事業）で、会員名簿の発行を削除したことです。これは個人情報保護の観点から、名簿が本来の目的以外の商売用に使われたり、名簿業者に売られたりすることを防ぐためです。会員から事務局にお問い合わせいただければ、県人会本来の目的にかなう限りはお答えをさせていただきます。

二つ目は総会の普通決議に関し、定足数を定めない扱いとしました。一般法人法上は定款の定めがなければ、総社員の議決権の過半数が出席しなければ普通決議を行うことができません。しかしお陰様で当県人会は会員数が多く、社員総会への過半数の出席が確実に見込めるか否か不透明です。そのため、定款上は定足数を定めない扱いとしました。是非とも、過半数を超える皆様の社員総会へのご出席をお願いいたします。

三つ目は賛助会員制を導入しました。収入源を確保するため、東京広島県人会の活動主旨に賛同して資金的支援をしても良いとお考えの法人・個人に賛助会員となっていただくようお願いしています。